

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産は原則として取得原価により計上しています。ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券

該当なし

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・取得原価

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

② 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

##### ② 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（12 月から 3 月までの 4 か月分）を計上しています。

##### ③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

##### ② 資本的支出と修繕費の区分

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で60万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

該当なし

### (2) 表示方法の変更

該当なし

### (3) 資金収支計算書における資金の範囲

該当なし

## 3 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な変更

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 大阪高裁平成 29 年（ネ）第 2159 号 1.2 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、火災共済事業特別会計、都市開発資金特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.9	—

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計） 1,229 百万円

- ⑦ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

該当なし

- ② 減価償却累計額

<u>事業用資産</u>	36,734 百万円
建物	36,628 百万円
工作物	106 百万円
その他	—百万円
<u>インフラ資産</u>	23,409 百万円
建物	470 百万円

工作物	22,939 百万円
その他	0 百万円
物品	<u>1,606 百万円</u>

③ 減債基金に係る積立不足額

該当なし

④ 基金繰入金（繰替運用）

財政調整基金 6,868 百万円、福祉基金 550 百万円、減債基金 342 百万円、災害対策基金 656 百万円、市営住宅整備基金 784 百万円、庁舎整備基金 1,140 百万円、スポーツ振興基金 100 百万円、安全で安心なまちづくり基金 6 百万円、緑化基金 142 百万円、教育文化基金 729 百万円、子ども基金 72 百万円、魅力づくり基金 29 百万円、土地開発基金 292 百万円、火災共済基金 216 百万円、交通災害共済基金 123 百万円

⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 42,681 百万円

⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	23,768 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,213 百万円
将来負担額	61,800 百万円
充当可能基金額	17,148 百万円
特定財源見込額	14,971 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	42,681 百万円

⑦ 貸借対照表に計上されたリース債務金額

537 百万円

⑧ PFI 事業に係る資産

該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額のうち長期延滞債権と徴収不能引当金を差し引き、流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 1,922 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	41,671 百万円	40,817 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	21 百万円	13 百万円
繰越金に伴う差額	1,029 百万円	—
資金収支計算書	40,663 百万円	40,830 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（火災共済事業特別会計、都市開発資金特別会計）の分だけ相違します。なお、「財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額」には一般会計と都市開発資金特別会計との相殺額を含めて調整している。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,574 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	186 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	677 百万円
減価償却費	△2,043 百万円
賞与等引当金繰入額	△347 百万円
退職手当引当金繰入額	△427 百万円
徴収不能引当金繰入額	△40 百万円
資産除売却益（損）	15 百万円

・・・

純資産変動計算書の本年度差額	595 百万円
----------------	---------

④ 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は 4,515 百万円です。

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 28 百万円